

中国における無効審判の実態に関する研究

国際第3委員会*

抄録 中国の無効審判に関して、制度については各種文献で紹介されている。しかし、制度面以外の情報、すなわち実際に無効審判に対応する際に必要となってくる情報は少なく、日本企業にとって未だ不明な点が多い。本稿では中国無効審判の活用状況等の統計資料を調査し、さらに日本企業に対して中国の無効審判の取り組みについてのアンケートを実施し、これらの情報から無効審判の実態と、それを踏まえての留意事項についてまとめた。

目次

1. はじめに
2. 中国の無効審判制度
 2. 1 無効理由について
 2. 2 無効審判請求の理由の追加について
 2. 3 証拠の補充について
 2. 4 外国証拠の提出について
 2. 5 無効審判における補正について
 2. 6 無効審判の答弁書提出について
3. 無効審判に関する統計
 3. 1 登録数と無効審判請求数との比較
 3. 2 審決の傾向調査
 3. 3 無効理由の傾向調査
4. 各社アンケート
 4. 1 アンケート結果
 4. 2 アンケート結果の考察
5. まとめ
6. おわりに

1. はじめに

経済の発展が著しい中国でビジネスを展開するにあたっては有用な技術の特許等で保護することが不可欠であり、近年中国への特許出願は増加している。ここで、特許を保有しても他社から無効審判を請求された場合、権利維持のためこれに対応する必要がある。また、中国でビ

ジネスを行うにあたって障害となる他社特許が発見された場合の障害排除手段や、侵害訴訟等の権利行使を受けた場合の対抗手段として無効審判を請求することが考えられる。

無効審判請求を受けるまたは請求するいずれの場合であっても、審決の結果によってはビジネスを左右する可能性があるため、無効審判には慎重に対応する必要がある。

中国の無効審判制度についての情報は各種文献で紹介されているが、実際の活用状況や審決の傾向などに関する情報は少なく、中国で無効審判の経験のない企業が対応することになった場合に不安要素が多い。

そこで、本稿では、中国の無効審判に関する統計資料を調査し、さらに日本企業に対して無効審判への取り組みについてアンケートを実施し、これらの情報から、対応する上で留意すべき事項をまとめた。

なお、本稿は、2009年度の国際第3委員会第3ワーキンググループにおいて、岩本達（旭硝子）、坂下勉（住友金属工業）、西田達也（副委員長：ソニー）、坊坂純一（副委員長：三菱重

* 2009年度 The Third International Affairs Committee

工業)、宮下聡史(三菱レイヨン)、山附良一(三菱化学)が作成した。

2. 中国の無効審判制度

中国の無効審判制度は、日本と異なる点がある。ここでは、日中間での相違点を表1に簡単にまとめた。

2.1 無効理由について

全体として中国の無効理由は日本と類似している。しかしながら、中国では権利帰属に関わる無効理由(冒認出願、共同出願違反)について規定がされていない。権利帰属については、専利法ではなく、通常の民事紛争の一つとして

扱われている¹⁾。

また、中国で完成した発明について秘密保持審査を受けずに外国に出願した場合や、分割出願が原出願に記載された範囲を超える場合についても中国では無効理由となる²⁾。

2.2 無効審判請求の理由の追加について

中国では、無効審判請求書の提出日から1ヶ月を超えた場合、例外を除いて、無効審判請求の理由の追加を行うことは出来ない³⁾。ここで例外とは、①特許権者が請求項を併合する補正(中国では日本特許法における「訂正」も「補正」として取り扱っており、本稿では日本については「訂正」、中国については「補正」とし

表1 日中における無効審判制度の比較

	日本	中国
無効理由	<ul style="list-style-type: none"> ・特許要件違反 ・先願違反 ・新規事項の追加 ・条約違反 	<ul style="list-style-type: none"> ・不特許事由 ・記載要件違反 ・訂正制限違反
	<ul style="list-style-type: none"> ・権利帰属にかかわる無効理由(冒認出願、共同出願違反)あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・権利帰属にかかわる無効理由なし。 ・分割要件違反 ・現地発明の秘密保持審査の未手続
請求人適格	何人も請求可。 ただし、権利帰属にかかわる無効理由については利害関係人に限られる。	何人も請求可。 権利帰属に関わる問題は、民事紛争の一つとして解決が図られている。
訂正の対象	明細書、特許請求の範囲、図面	特許請求の範囲のみ
訂正の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・特許請求の範囲の減縮 ・誤記、誤訳の訂正 ・明瞭でない記載の釈明 	<ul style="list-style-type: none"> ・請求項の削除 ・請求項の併合 ・技術手段の削除(並列する2つ以上の技術手段から1つ以上の技術手段の削除) ・請求項に含まれていない文言を追加する補正は認められない。
訂正の時期	<ul style="list-style-type: none"> ・答弁書提出時 ・職権審理への意見書提出時 	<ul style="list-style-type: none"> ・請求項の削除、技術手段の削除については、審決まで ・請求項の併合については、答弁書提出時まで
無効理由と証拠の追加	審理の不当な遅延のおそれがなく、 ・訂正請求があったとき 又は、 ・合理的理由の存在+被請求人の同意があったとき	原則、無効審判請求の提出日より1ヶ月以内
答弁書の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・請求書副本の送達日から指定期間内(通常、在外者の場合50日) ・期間経過後でも審理終結通知がなされるまで提出可。 	<ul style="list-style-type: none"> ・受理通知書又は審査通知書の送達から1ヶ月(外国人の場合でも同じ) ・期限内に応答しない場合、送達文書記載の事実、理由、証拠を知らずとも反対意見を提出しないものと看做される。

て記載する)を行ったときに、特許復審委員会(日本の特許審判部に相当)の指定期間内に無効理由を追加する場合、②提出した証拠と明らかに対応しない無効理由について変更する場合、である。

2. 3 証拠の補充について

中国では、無効審判請求書の提出から1ヶ月を超えた場合、例外を除いて、証拠の補充を行うことは出来ない⁴⁾。ここで例外とは、①特許権者が請求項を併合する補正を行ったときの請求項や反証に対して、特許復審委員会の指定期間内に無効理由を追加する場合、②口頭審理の答弁を終結する前に技術分野における公知の常識的な証拠を提出する場合、である。

2. 4 外国証拠の提出について

無効審判において、中国の領域外で作成された証拠を提出する場合には、その国の公証機関の証明を経てから中国領事館の認証を取得するか、または中国が証拠の所在国と締結した条約に基づき証明手続きを行わなければならない⁵⁾。

ここで、2009年の法改正により、絶対新規性や非自己衝突も特許要件および無効理由となったため、国外での公知公用や自己先出願を示す証拠も無効資料として認められるようになった。

なお、証拠の提出は、原則として無効審判請求書の提出から1ヶ月以内に行われなければならないが、これを考慮して証拠の準備を進める必要がある。

2. 5 無効審判における補正について

中国では、無効審判における補正は特許請求の範囲に限られ、明細書および図面については補正できない⁶⁾。また、特許請求の範囲を補正する場合には、請求項の削除、併合、及び並列する技術手段の削除に限られる。これらの条件を満たさない場合は、日本で認められる訂正

(特許請求の範囲の減縮、誤記訂正、明りょうでない記載の釈明を目的とするもの)であっても認められないので注意を要する。

2. 6 無効審判の答弁書提出について

中国では答弁書の提出期間は受理通知書または審査通知書の送達から1ヶ月と短く、外国人であっても同様である⁷⁾。この期間内に応答しない場合は送達文書記載の事実、理由、証拠を知らながらも反対意見を提出しないものと看做される。また、期間経過後に答弁書を提出しても特許復審委員会には受理されない。審理終結通知がなされるまでに提出した答弁書が審理の対象となる日本の場合と比べて大きく異なる。すなわち、中国実務においては、答弁書の提出を迅速に行うことが重要である。

3. 無効審判に関する統計

中国の無効審判の実態について、統計資料⁸⁾の調査・整理と、特許復審委員会の審決検索ホームページ⁹⁾から傾向調査を行った。なお、特許復審委員会の審決検索ホームページのデータベースは、個別案件の検索には適しているが統計的なデータ収集のための条件検索が容易でないため、今回の調査は抽出結果の網羅性等に懸念が残る。しかし、所定の傾向の可能性を示す参考データとして考察に値すると思慮し、以下に紹介することとした。

3. 1 登録数と無効審判請求数との比較

近年の中国における特許、実用新案、意匠についての登録数の推移を図1に、無効審判請求数の推移を図2に示す。

図1に示すように特許、実用新案、意匠の合計の登録数は年々増加傾向にあり、特に2006年以降は急激に伸びている。種別ごとに見ると、特許、実用新案、意匠のそれぞれについて登録数が年々増加しており、知財による保護が重視

されている。一方、無効審判については図2に示すように特許、実用新案、意匠についての請求の合計は、2006年をピークにそれ以降は若干減少しているが、全体的に見ると増加傾向にある。種別ごとに見ると、実体審査が行われる特許と比較して方式審査のみの実用新案及び意匠に対しての無効審判請求が多い。一方、特許に対しての無効審判請求数は実用新案及び意匠と比較すると多くはないものの、年々増加しており、占める割合が高くなってきている。これは他社特許に対する問題意識が向上しているためと推察される。

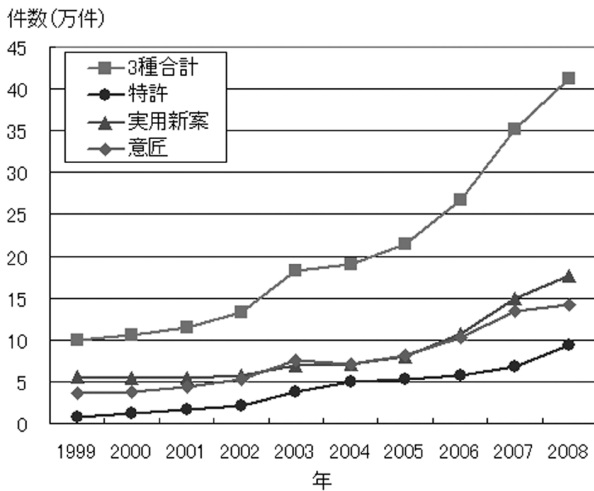


図1 登録数推移

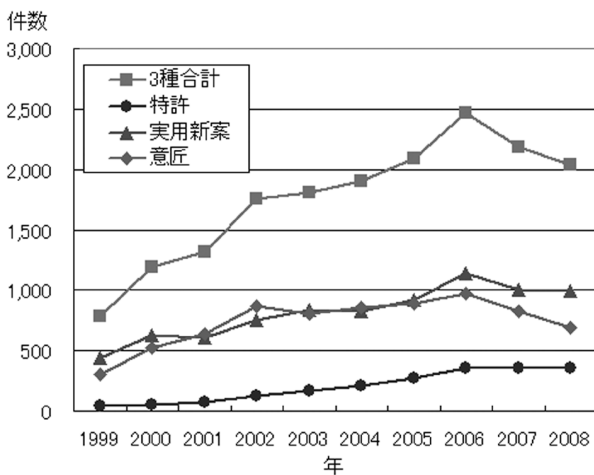


図2 無効審判請求数推移

3.2 審決の傾向調査

(1) 全体傾向の調査

最近の審決傾向調査のため、特許復審委員会の審決検索ホームページにて、同委員会のデータベースに収録された無効審判請求の審決中、2007年以降の審決を特許と実用新案について夫々100件ずつ無作為に抽出し、審決の結果毎の件数を表2に纏めた。なお、同表中の一部無効は、特許請求の範囲を補正後に有効とされた場合も含む。

結果は、特許では全部無効及び一部無効を併せた無効が約6割、有効（権利維持）が約4割であった。また実用新案でも同様の結果であり、特許と実用新案との間では顕著な差はうかがえなかった。

表2 無作為抽出の結果

種類	全部無効	一部無効	有効	合計
特許	41件	18件	41件	100件
実用新案	37件	22件	41件	100件

(2) 日本企業の傾向調査

日本企業関連の傾向調査のため、特許復審委員会の審決検索ホームページにて、同委員会のデータベースに収録された無効審判請求の審決中、請求人または被請求人に日本企業の名称で用いられることが多い“株式会社”を含む審決を抽出し、その結果を表3および表4に纏めた。なお、抽出件数が少ないため、期間を限定して抽出は行っていない。

結果は、特許では請求・被請求共に、全部無効と一部無効を併せた無効が約7割、有効（権利維持）が約3割であった。一方、実用新案では、請求の場合、全部無効と一部無効を併せた無効が約9割、有効が約1割であり、特許と比して無効になり易い傾向がうかがえた。

今回の調査では、特許に関しては請求した場合と被請求の場合とで無効と有効の判断の割合に大きな差は無く、また中国企業を含む前記(1)の全体傾向の調査結果とも大きな違いはなかったことから、日本企業が特に不利に扱われる傾向はうかがえなかった。

なお、実用新案については被請求のデータが非常に少ないことから、検討は行わなかった。

表3 請求の場合

種類	全部無効	一部無効	有効	合計
特許	11件 (39.3%)	8件 (28.6%)	9件 (32.1%)	28件 (100%)
実用新案	38件 (79.2%)	5件 (10.4%)	5件 (10.4%)	48件 (100%)

表4 被請求の場合

種類	全部無効	一部無効	有効	合計
特許	34件 (40.0%)	25件 (29.4%)	26件 (30.6%)	85件 (100%)
実用新案	5件 (50.0%)	3件 (30.0%)	2件 (20.0%)	10件 (100%)

3.3 無効理由の傾向調査

無効審判における無効理由の傾向調査のため、特許復審委員会の審決検索ホームページにて、審理対象となった理由(条文)毎の審決の数を図3に示す。また、1999年1月1日以降の日本の無効審決について、無効理由毎にその無効理由が判断された無効審決の数を図4に示す。なお、本傾向調査の調査日は2009年11月27日である。

図3と図4の比較から、中国においても日本と同様に特許と実用新案の合計では進歩性違反が最大の無効理由である傾向がみてとれる。但し、日本においては特許・実用新案の何れにおいても進歩性が全体の過半数を占めるのに対

し、中国では何れも全体の半数以下であった。

また、中国の特許のみについて見た場合、最も多い無効理由は記載不備となるようであった。

更に、補正違反(新規事項追加補正)について注目すると、日本では特許・実用新案それぞれにおいて理由全体の1%程度であるのに対し、中国の特許では17%を占めている。

以上より、中国の無効審判では日本に比べ記載不備や補正違反を問題とする傾向にあることがうかがえる。この傾向は特に特許において強く見られた。

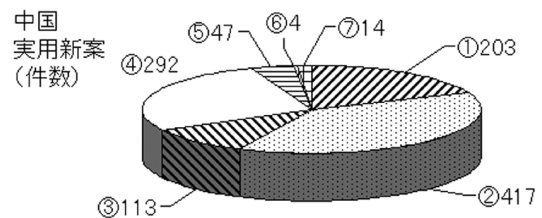
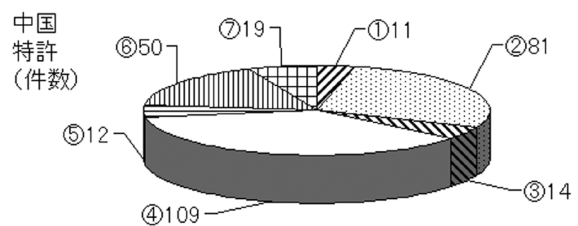
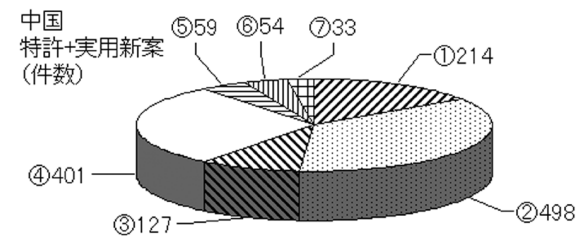
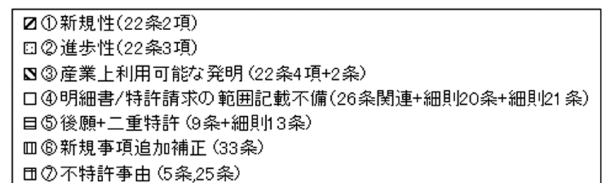


図3 中国における無効審判での審理事項

- ① 新規性(29条2項) + 拡大先願(29条の2) : 中国新規性
- ② 進歩性 (29条2項)
- ③ 産業上の利用可能性 (29条柱書)
- ④ 明細書/特許請求の範囲記載不備(26条関連+細則20条+細則21条)
- ⑤ 後願(二重特許) (39条)
- ⑥ 新規事項追加補正(17条の2)
- ⑦ 不特許事由 (31条、32条)

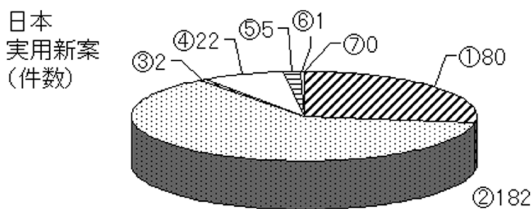
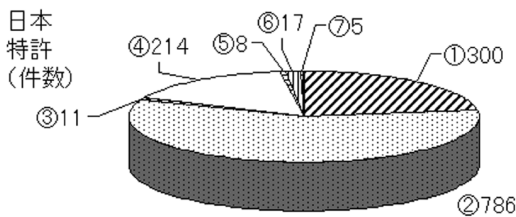
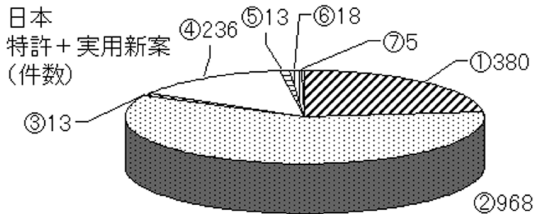


図4 日本における無効審決の判示事項

4. 各社アンケート

4.1 アンケート結果

中国の特許と実用新案に対する無効審判への取り組みについて、日本知的財産協会の国際第1、第2、第3委員会に委員を派遣している会員企業に対してアンケートを行い、66社から回答を得た。内訳は、電気機器(23社)、金属・機械(13社)、化学応用(27社)、その他(3社)であった。

(1) 無効審判の経験状況

図5は、無効審判を他社に対して請求した、または他社から請求されたことのある企業の割合を示す。

合を示す。

現状においては、中国において無効審判を経験した企業はまだ少なく、請求・被請求を合わせても66社中13社(回答企業の約20%)に留る。内訳は、請求・被請求ともに経験のある3社を含め、請求経験のある企業が7社、被請求経験のある企業が9社となっている。

- ① 請求・被請求ともにある
- ② 請求のみある
- ③ 被請求のみある
- ④ 両方経験ない

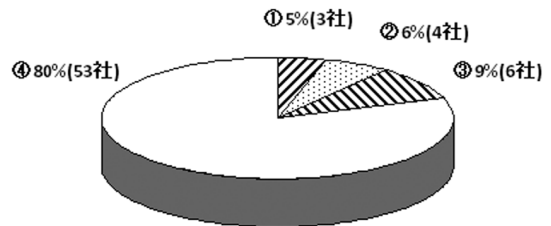


図5 各社の無効審判の経験状況

次に、無効審判を経験した企業に対し、無効審判を請求した件数と無効審判請求を受けた件数とをそれぞれ質問したところ、請求・被請求

- ① 1-3件
- ② 4-9件
- ③ 10件以上
- ④ 回答なし

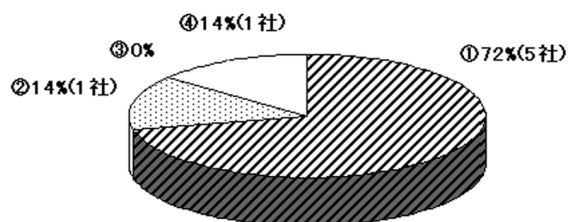


図6 無効審判を請求した件数

- ① 1-3件
- ② 4-9件
- ③ 10件以上

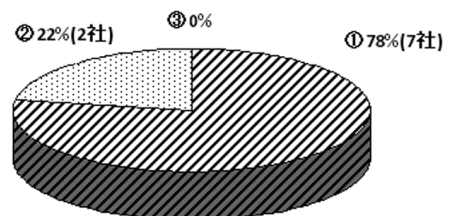


図7 無効審判請求を受けた件数

の何れの場合においても経験件数1～3件が大部分（請求：72%，被請求：78%）であった（図6，図7）。

(2) 無効審判請求理由とその結果

無効審判を請求した理由については、図8に示すように、警告、提訴を受けたためという理由（3社）の他に、積極的に特許障壁を排除するためという理由（4社）もみられた。

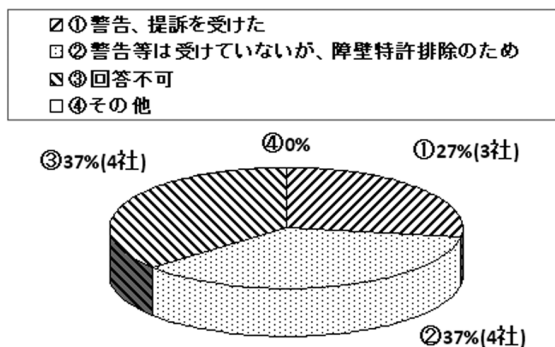


図8 無効審判を請求した理由

無効審判を請求した結果につき、図9に示すように、「認容審決が5割以上」とする企業が50%であった。日本企業が無効審決において特に不利に扱われているというデータは示されなかった。

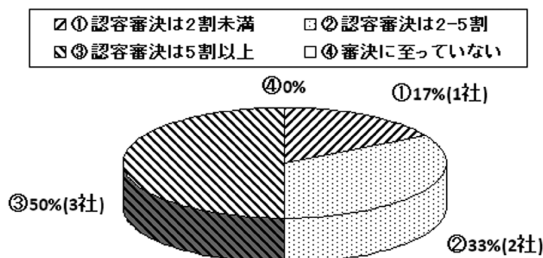


図9 無効審判を請求した結果

一方、無効審判を請求しなかった理由をみると、図10に示すように、特許調査で障壁特許が検出されなかった企業が最も多いが（22社）、検出されてもあえて請求しない企業も10

社あり、無効審判請求に慎重な企業が多数あった。

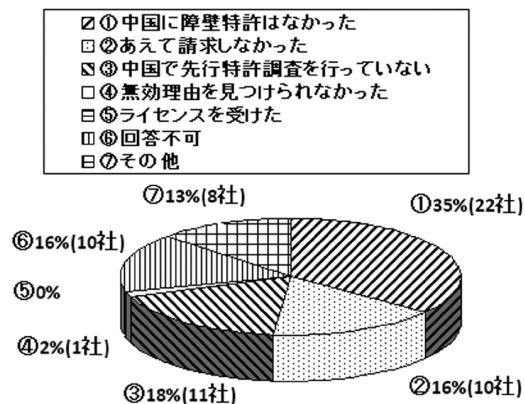


図10 無効審判を請求しなかった理由

(3) 無効審判請求を受けた理由とその結果

無効審判請求を受けた理由につき、図11に示すように、警告や提訴を行ったため（4件）の他に、ビジネスの状況から予想されたものもほぼ同数（5件）あった。

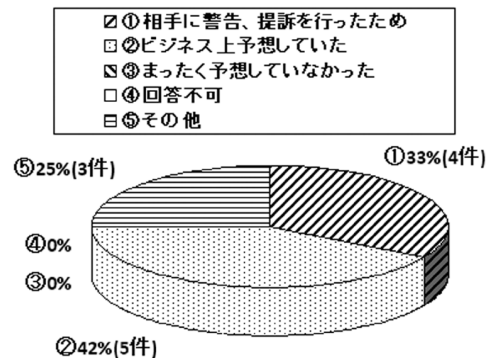


図11 無効審判請求を受けた理由

また、無効審判請求を受けた結果は、図12に示すように、「認容審決（無効とされた審決）が5割以上」であった企業は38%であり、5割以下であった企業は62%であることから、前述の無効審判請求の結果（図9）と同様、日本企業が無効審決において特に不利に扱われているというデータは示されなかった。

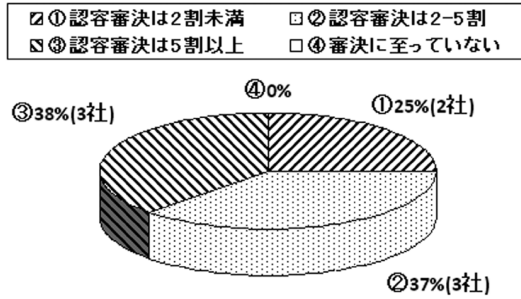


図12 無効審判請求を受けた結果

(4) 審決内容の評価と今後の方向性

請求、被請求を問わず中国における無効審判の経験企業を対象に、審決内容を諸外国と比較しその妥当性を聞いたところ、図13に示すように、概ね妥当と回答した企業（5社）がそうでないと回答した企業（2社）より多かった。

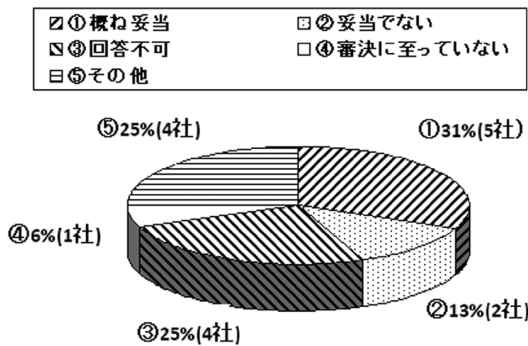


図13 無効審判の妥当性

しかしながら、今後の方向性を尋ねたところ、図14に示すように積極的に無効審判を活用した

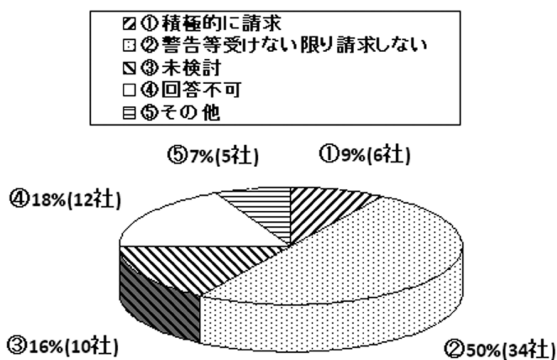


図14 無効審判の今後の活用

いとする企業は1割に満たない（6社）との結果であった。

また、図15に示すように中国における障壁特許に対し情報提供を活用しようとする企業は多かった（42社）。

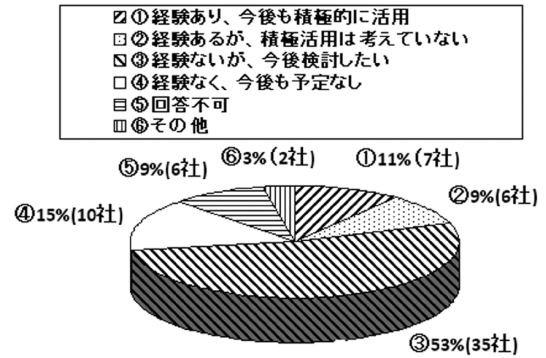


図15 情報提供の活用

4.2 アンケート結果の考察

アンケートの結果から、中国における無効審判については、活用に慎重な日本企業が多いことがわかった。しかし、実際に経験している企業においては、中国の無効審判における判断は諸外国と比較しても概ね妥当と考えている企業の方が（そうでないと考えている企業よりも）多いことも分かった。

以下、中国無効審判の問題点及び留意点に関するフリー回答も踏まえ、さらに考察する。

(1) フリー回答の内容

以下、回答の内容をまとめてみると概ね下記の3点に集約される。

① 大部分の競合メーカーは中国企業でないため、障壁特許は中国に限らず他国にも存在するので、他国を含めてトータルで対応を検討する。

② 中国では無効審判請求の結果に与える影響として代理人等の影響力が大きいのではと考える。

③ 補正範囲が狭い、答弁期間が短い、などの

制度上の留意点がある。

これらから、日本企業が中国における無効審判に慎重である理由の一端がうかがわれる。

(2) 業種別の相違

アンケート結果を業種別に整理したものを図16に示す。中国における無効審判の経験企業数の割合を業種別に算出すると、化学系企業の割合が大きいことがわかる。また、図8の回答において、警告や提訴を受けなくとも、特許障壁を排除するために積極的に無効審判を請求した企業も主に化学系の企業であった。さらに、図15において、中国への情報提供に積極的な企業も化学系が多かった。以上より、化学系企業が他業種に比べ、中国での無効審判に積極的であることがうかがえた。

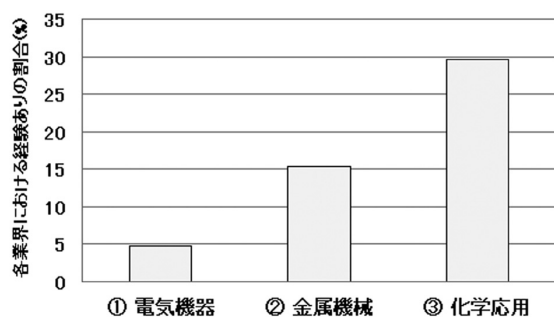


図16 各業界における経験ありの割合

(3) 無効審判の妥当性

中国における無効審判請求には慎重な日本企業が多いが、図9、図12に示す審決結果、あるいは図13に示す経験企業による妥当性の判断などから、極端に不利な扱いはないものと考えられる。

(4) アンケート結果に基づく考察

以上のように、多くの日本企業は中国における無効審判の活用には慎重である。しかし、アンケートの結果、比較的経験がある企業の回答からは日本企業が極端に不利な扱いを受けている

との実態はうかがえなかった。したがって、中国における無効審判を積極的に活用することも検討に値するものと考えられる。

5. まとめ

中国の特許権の登録件数は増加しており、これに伴い無効審判の請求数も増加傾向にある。

アンケートの結果より、現状においては中国での無効審判に慎重な日本企業が多いが、中国の無効審判が日本企業にとって特に不利に扱われているとの実態はうかがえなかった。

したがって、中国における無効審判を積極的に活用することも検討に値するものと考えられる。

一方、無効審判に関する統計より、日本の無効審判実務においては新規性と進歩性の議論が中心となるが、中国の無効審判実務においては記載不備や補正違反（新規事項追加）も重要な無効理由となることが示された。したがって日本の実務に慣れている担当者は実際に中国の無効審判に対応する際には、かかる点での攻撃・防御にも留意すべきである。なお、中国における登録後の補正範囲は極めて限定的であることから、記載不備や補正違反の少ない明細書・特許請求の範囲の作成に努めるべきである。

また、中国の無効審判における答弁書の応答期間は原則1カ月と短く、外国人であっても延長は認められないので、迅速な対応が必要である点に留意すべきである。

今後は、ますます重要化する中国の無効審判について、制度や運用および上記の留意点を踏まえての活用が望まれる。

6. おわりに

本稿が、今後中国における無効審判を検討される企業にとって参考になれば幸いである。

最後に、本稿を執筆するにあたり、貴重な時間を割いてアンケートに回答頂いた各企業の方々に心から感謝の意を申し述べる。

注 記

- 1) 梁熙艶, 日中両国の無効審判及び審決取消訴訟の異同, 知財管理, Vol.54, No.10, pp.1415~1426 (2004)
- 2) 実施細則第65条第2項
- 3) 審査指南第四部分第三章4.2 (2)
- 4) 審査指南第四部分第三章4.3.1 (2)
- 5) 審査指南第四部分第八章2.2.2
- 6) 審査指南第四部分第三章4.6.1
- 7) 実施細則第68条, 審査指南第四部分第三章4.4.1
- 8) SIPO Annual Report
<http://www.sipo.gov.cn/sipo2008/gk/ndbg/>
- 9) 中国の特許復審委員会のホームページ
<http://211.157.104.77:8080/reexam/searchdoc/search.jsp>

(原稿受領日 2010年6月30日)

